春日井商工会議所

春日井商工会議所共済制度「フレッシュ共済」(福祉団体定期保険) における 新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療法による入院見舞金の取扱いについて

日本国政府が新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律に重症化リスクの高い方々に限定するとした発表を受け、当所におきましても、医療機関や保険所の負担軽減に十分配慮しつつ、新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養による入院(いわゆる「みなし入院」)による入院見舞金の支払い対象を、2022年9月26日(月)より以下のとおり変更します。

【入院見舞金の支払対象の変更について】

「フレッシュ共済」の独自給付の「病気入院見舞金」において、政府の方針変更にともない、 2022年9月26日(月)以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、重症 化リスクの高い方々※を除き、入院見舞金の支払対象外とさせていただきます。

※重症化リスクの高い方々

①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ羅患により酸素投与が必要な方、④妊婦の方

なお、2022年9月25日迄に新型コロナウイルス感染症と診断された方に対しての お支払いは、重症化リスクの高い方に限らず、これまでどおりの対応を継続いたします。

<関連資料>

金融庁:入院給付金の取扱い等に係る要請

アクサ生命保険(株): 新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による入院給付金のお 取扱いについて

問合せ 運営課 共済担当 (81-4141)